

論点3のこれまでの審議経過について

※平成25年2月18日「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」
p.10 から転載。

論点3 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について

日本語教育の内容及び方法に関連して、日本語教育の標準としては、文化庁のカリキュラム案のほか、例えば「JF日本語教育スタンダード」がある。これは、独立行政法人国際交流基金が作った日本語教育の方法及び学習成果の評価の標準である。

また、外国人の日本語能力の判定基準としては、文化庁の日本語能力評価や独立行政法人国際交流基金の「JF日本語教育スタンダード」のほか、例えば「とよた日本語学習支援システム」における「とよた日本語能力判定」がある。これは、豊田市の委託を受けた国立大学法人名古屋大学が中心となって作った日本語能力の判定基準である。

さらに、国内では公益財団法人日本国際教育支援協会が、国外では独立行政法人国際交流基金が実施する「日本語能力試験」がある。これは、原則として日本語を母語としない者を対象に日本語能力を測定し、認定することを目的に、後掲の「私費外国人留学生統一試験」の一科目であった日本語の試験を分離・独立させ、昭和59年にスタートした。既に約30年の長い歴史を持ち、平成23年の受験者数は約61万人（国内12万人、国外49万人）に及んでいる。「日本語能力試験」の一定レベルの合格は、平成24年に導入された外国人の高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度においても、ポイント項目の一つである日本語能力の判定基準として位置付けられている。

このほか、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」や財団法人日本漢字能力検定協会が実施する「BJTビジネス日本語能力テスト」がある。「日本留学試験」は、外国人留学生として日本の大学（学部等）に入学を希望する者を対象に日本語、理科、数学、総合科目について出題するもので、「日本語能力試験」と「私費外国人留学生統一試験（平成13年12月の実施をもって廃止）」の二つの試験に代わる試験として平成14年度からスタートし、平成21年度の受験者数は44,396人である。

他方、「BJTビジネス日本語能力テスト」は、日本語を母語とせず、日本語を外国語あるいは第二言語として学習しているビジネス関係者を対象に平成8年度にスタートしたものであり、平成21年度の受験者数は6,097人である。

このように、文化庁はもとより、自治体や民間が既に日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を作り、その活用に取り組んでいる中で、日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を新たに作るべきという指摘がある。

これについては、まずこうした現行の取組ではどのような理由で不十分であり、それを克服するためにどのような日本語教育の対象者、目的、分野を念頭に置いて日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を作るのか具体的に検証する必要がある。

というのは、日本語教育の標準や日本語能力の判定基準は、その対象者、目的、分野に即して設計する必要があり、何のためにどのような日本語教育を想定し、または、何のためにどの程度の日本語能力を求めるのかという個別の政策論を抜きにして議論するのは困難であると考えからである。

例えば、外国人の高度人材をはじめ外国人を受け入れる際に必要となる日本語能力の判定基準について考える際には、外国人を我が国に受け入れる上で、どの程度の日本語能力を求めるべきかについて入国管理政策の中でまず議論すべきものである。

その上で、次のような点に関して、十分に議論しなければならない問題であると考える。

- 仮に対象者、目的、分野などが異なる日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を総合化し、統一的な標準や基準を作るとすれば、それは可能なかどうか、また、可能であればそれをより適切なものにするにはどのように考えればよいのか。
- 文化庁はもとより、自治体や民間が既に日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を作り、その活用に取り組んでいる中で、新たな標準や基準を作るのがよいのか、それとも既にあるものをより充実したり、活用したりする方向で議論するのがよいのか。

例えば、日本語教育の標準や日本語能力の判定基準については、どのようなものを作るにしても、その運用を担う者によって、結果にばらつきが生じないようにシステムが築かれているかどうか大きなポイントであり、むしろ現在進行中の取組の検証を行い、必要な改善を図っていくべきとも考えられるが、どうなのか。

なお、こうした議論の際には欧州評議会の「言語のためのヨーロッパ共通参照枠（CEFR）」の実践の成果や課題を踏まえて検討するのが適当である。

論点3のこれまでの審議経過について

※「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」p.68から転載。

論点3 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について（①標準について）

①論点3の概要（※「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」p.24から転載。）

- 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準には文化庁のカリキュラム案や日本語能力評価、国際交流基金の「JF日本語教育スタンダード」、豊田市の「とよた日本語能力判定」がある。また、国内は日本国際教育支援協会が、国外は国際交流基金が実施する「日本語能力試験」があり、約30年の歴史を持ち、平成23年の受験者は61万人。
- 現行の取組では不十分であり、それを克服するためにどのような日本語教育の対象者、目的、分野を念頭に置いて日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を作ることを考えるか具体的な検証が必要。その上で、次のような点に関して十分な議論が必要。
 - ・ 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を総合化し、統一的な標準や基準を作ることは可能か、また、適切か。
 - ・ 新たな標準や基準を作るのがよいか、既にあるものをより充実したり、活用したりする方向で議論するのがよいか。

②論点3（①標準について）に関する意見**～論点3（①標準について）に関する意見のまとめ～**

- ・ 外国人の定住化が進んだことを受け、来日当初の生活に必要な日本語に加え、読み書きや子供の教育に関わるための日本語や就労のための日本語など、よりレベルの高いものが求められるようになってきている。しかし、地域における日本語教育では来日当初の生活に必要な日本語や初級段階の日本語学習機会の提供にとどまっていることが多いのではないかと。

外国人の背景やニーズに合った日本語学習機会を提供することが継続的な学習につながると思われるため、外国人の背景やニーズの詳細について継続的に把握し、外国人が求める日本語について整理することが必要である。さらに、地域や企業などが外国人に求める日本語などについても把握した上で、日本語教育の標準について、新たに作るのか、既にあるものをより充実させるのか、活用の仕方を工夫するののかといったことについて検討が必要である。その際、外国人の多様性を踏まえ、日本語教育の必須の内容と選択内容などに分けて整理して示すことについても検討する必要があるのではないかと。

**～論点3（①標準について）に関して挙げられた意見～
（生活日本語について）**

- ・ 来日間もない人の初めての日本語教育の内容については、日本文化・習慣、生活のルールや各種制度、子供の学校から渡される保護者向けの資料、ゴミの出し方、公的資料の読み方、友達を作る、地域の付き合いや日常会話、災害時・緊急時の対応、安全確保への情報提供、医療機関での受診時のコミュニケーション、仕事に役立つ日本語、学校とのコミュニケーション（学校からの保護者向けの資料や進学の仕事等）、余暇（旅行や料理、音楽やゲーム、マンガ、スポーツ施設の利用等）、日本語について、平仮名、片仮名、漢字の読み書き、方言など、様々なものがある。

※ [2-6] (49～54ページ) 参照。
- ・ 日本語での会話や読み書きが上手になりたいだけでなく、日本の文化・風習を学ぶための手段としてのニーズや、コミュニケーションを図ることが困難なために孤立したりしないよう友達を作るためのニーズも多い。

※ [3-2] (63～64ページ) 参照。
- ・ 日本語について学ぶだけでなく、地域住民との交流や日本文化や生活習慣を学ぶ機会も取り入れる必要がある。

※ [3-2] (63～64ページ) 参照。

- ・ 日本語教室に来ている学習者であっても、日本語の習得を最終目的としない者も多く、継続して日本語を学習することの意義は伝わりにくく、仕事が決まれば途中で辞める人も多い。地域によっては、大部分の学習者が、初級レベルの日本語学習を終えた時点で日本語教室を辞めてしまうという状況がある。

※ [3-2] (63~64 ページ) 参照。

(定住化傾向と日本語学習について)

- ・ 子供が幼稚園や小学校に入ったことを契機に、漢字が読めるようになりたいという学習者が増加傾向にある。来日間もない外国人向けの「入門」「初級」レベルの学習内容よりも、「中級」「上級」レベルの学習内容のニーズが高まっていると思われる。 ※ [2-6] (49~54 ページ), [3-2] (63~64 ページ) 参照。
- ・ 長年日本に滞在している人の中には、日常会話はできるので、日本語の読み書きを勉強したいという人もいる。 ※ [2-6] (49~54 ページ) 参照。
- ・ 在住歴、学習歴が長くなるにつれ、日本語能力試験の N1, N2 レベルなど資格取得のための学習や、社会に出て働いている人からは職場で同僚や上司、取引先とのコミュニケーションの際にきちんと敬語を使いこなせるようになりたいといったニーズがある。在留外国人の定住化により、日本で生活していく上で必要な運転免許の取得や、就職のための日本語検定やヘルパーなどの資格取得のための学習ニーズ、また、子供の学校からの文書を理解し返事を書く能力への学習ニーズなどが高まっている。 ※ [2-6] (49~54 ページ), [3-7] (70~71 ページ) 参照。
- ・ 日常生活での会話ができるようになりたいという外国人が多いが、日常生活での会話に限定せず、国際結婚の配偶者等を中心に高度な読み書きができるようになりたいという外国人も少なくない。

(定住化傾向に対する日本語学習機会の提供について)

- ・ 地域における日本語教育のクラスは初級~中級レベルのことが多く、上級レベルの日本語学習や、就職等のための日本語学習には対応していないことが多いのではないかと。 ※ [2-6] (49~54 ページ) 参照。
- ・ 在留資格「永住者」「家族滞在」「日本人の配偶者等」で日本に在留する者が増えてきている。家族単位で来日し、長期に在留する人が数として増えてきているだけでなく、日本に在留する外国人全体に対する割合も高くなってきている。正に生活者としての視点や、地域で子供が成長していくといった視点が求められている。 ※再掲(論点1) ※表1 (6 ページ) 参照。
- ・ 学習者の職業や年齢、レベル等の違いを踏まえ、さらにニーズに合わせた講座を開催することができるかどうかということが継続的な学習につながると考えられる。 ※ [2-6] (49~54 ページ) 参照。
- ・ 漢字圏・非漢字圏の別に日本語教育の内容や方法を考えるなど、外国人の背景に応じた対応が必要ではないか。
- ・ 地域における日本語教育は外国人の状況が多様であり、外国人が求める日本語能力も多様である。必須の内容と選択する内容を分けて展開することが適当ではないか。また、個々の現場で作成された基準が、その現場を超えて、広く共有されることは稀であるため、全国的な基準が必要ではないか。

- ・ 外国人について、国籍別や年齢別のデータはあるが、国籍、年齢、在留資格、性別をクロスしたデータがないために、細かな実態が分からず、どういった日本語がどれぐらい必要かということが見えてこない。※再掲（論点1）

（立場の違いによる求める日本語の違いについて）

- ・ 外国人が求める日本語，地域社会が外国人に求める日本語，企業が外国人に求める日本語は違うのではないか。 ※ [3-1], [3-2], [9-2], [9-3] (61~64, 121 ページ) 参照。